

国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 5 日

国見町長

村 上 利 通

国見町条例第 41 号

国見町火入れに関する条例の一部を改正する条例

国見町火入れに関する条例（昭和 59 年国見町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 249 号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第 2 条第 1 項、第 3 条第 1 号及び第 4 条第 1 項中「森林」を削る。

第 5 条中「森林」を削り、「差」の次に「し」を加える。

第 14 条第 1 項中「、異常」を「若しくは」に改め、「乾燥注意報」の次に「の発表」を加え、「が」を「の」に、「された」を「（以下「強風注意報の発表等」という。）があつた」に改め、同条第 2 項中「、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「の発表等があつた」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。